

#### 4 親権の行使方法等（新民法第824条の2関係）

Q	A
<p>新民法第824条の2は、父母の婚姻中と離婚後の双方に適用されるのか。また、婚姻中の父母双方が親権者である場合と、離婚後の父母双方が親権者である場合とで、親権の行使方法は異なるのか。</p>	<p>新民法第824条の2は、父母の婚姻中と離婚後の双方に適用される。また、同条は、親権の行使方法について、婚姻中の父母双方が親権者である場合と、離婚後の父母双方が親権者である場合とで、異なる取扱いを要求しているものではない。</p>
<p>新民法第824条の2が新設されたことにより、旧民法の下でこれまでは父母の一方が単独で親権を行うことができたものについても、これからは父母双方が親権を共同して行わなければならないのか。</p>	<p>旧民法は、父母双方が親権者である場合の親権の行使方法について、父母が共同して親権を行うことを定めていたが、親権の単独行使が可能な範囲が解釈に委ねられており、その範囲が不明確であった。</p> <p>新民法第824条の2は、旧民法の解釈を明確化する趣旨で、父母双方が親権者である場合であってもその一方による親権の単独行使が可能である範囲を規定するものである。そのため、父母双方が親権者である場合において、旧民法の下での解釈によって親権の単独行使が可能であったものについて、新民法第824条の2の新設によって、その単独行使が可能な範囲が制限されるものではない。</p>
<p>新民法第824条の2において、「親権は、父母が共同して行う」と定めている趣旨は、子のための契約の締結等の親権行使の際に、父母双方の署名・押印を必須とする趣旨か。</p>	<p>新民法第824条の2が親権を「父母が共同して行う」と定める趣旨は、旧民法の解釈と同様に、身上監護や財産管理等の親権行使が、父母の共同の意思で決定されることをいう。父母の共同の意思での決定には、父母の共同の名義によって親権の行使をした場合のみならず、例えば、父母の一方が、他方の同意を得て、単独名義で親権の行使をする場合も含まれるところであり、後者の場合の他方の親権者の同意は、黙示的なものでもよい。そのため、子のための契約の締結等の親権行使の際に、父母双方の署名・押印が必須となるわけではな</p>

	<p>い。</p> <p>旧民法の下では、実務上、契約書等への父母の一方の署名押印をもって他方の黙示的な同意を推定するものとして取り扱われることもあったが、新民法第824条の2は、このような実務的な取扱いを変更することを求めるものではない。</p>
<p>共同で親権を行使すべき事柄について、相手方に連絡をしたにもかかわらず、返事がない場合にはどうすればよいのか。</p>	<p>共同で親権を行使すべき事柄について、他方の親に対して協議を求めたにもかかわらず、協議を求めた事柄の性質や、父母間の関係等に照らして相当な期間内に、反応がなかったり、特定の態度を示さなかったりする場合には、相手方から黙示的な同意があったと評価することができる場面も多いと考えられる。</p> <p>なお、子の利益のために急迫の事情がある場合には、単独で親権を行使することができる（新民法第824条の2第1項第3号）。</p>
<p>共同親権下において、新民法824条の2第1項又は第2項の例外事由がないにもかかわらず、一方の親が他方に無断で、子を代理した場合には、その代理の効果は子に帰属するか。</p>	<p>親権の共同行使を要する場面において、父母の一方が他方に無断で子の代理権を行使した場合には、無権代理としてその代理の効果は子に帰属しない。もっとも、父母の一方が、父母の「共同の名義」で子の代理権を行使した場合には、相手方が悪意でない限り、代理の効力は妨げられない（民法第825条）。</p> <p>これに対し、「単独の名義」で子の代理権を行使した場合には、相手方は民法第825条によっては保護されないが、相手方が父母の一方に権限があると信ずべき正当な理由があるときは、民法第110条によって保護される。</p> <p>なお、親が契約当事者となって子の利益となる契約を締結する場合には、親権の単独行使の可否にかかわらず、単独で契約締結が可能である。もっとも、それが子に影響を及ぼすこ</p>

	<p>ととの関係で、契約の成否とは別に、親権（監護教育権）の単独行使の可否が問題となる。</p>
<p>共同で親権を行使すべき事柄について、父母の共同の意思決定を経ることなく、父母の一方が単独で親権行使をした場合には、親権行使の相手方は何らかの法的責任を負うことはあるか、あるとすればどのような場合にどのような理由に基づくものか。</p>	<p>一般論として、親権行使の相手方は、必ずしも親権や監護権に関する情報を知り得る立場にはないから、父母の一方が単独で親権行使をした場合に、何らかの法的責任を負うことは多くないと考えられるが、親権や監護権に関する情報を知っていた場合における不法行為責任の成否については、個別具体的な事情に基づき総合的に判断されるものである。</p>

<p>新民法第824条の2第1項第3号（急迫の事情）や同条2項（日常行為）によって単独で親権を行使することができるのは、現に子を監護している親のみか。</p>	<p>新民法第824条の2第1項第3号（急迫の事情）や同条2項（日常行為）によって単独で親権行使をすることができる親に限定はない。もっとも、特に急迫の事情がある場面については、適時の親権行使を要する事柄であるから、現に子を監護している親が行使する場面が多いと考えられる。</p>
<p>父母が双方で行うべき親権行使（子の転居等）を、新民法第824条の2第1項の例外事由がないにもかかわらず、一方の親が他方に無断で行った場合にはどうなるのか。</p>	<p>共同で行使すべき親権を相手方に無断で行使した場合には、その経緯や態様によっては、親権者の指定、変更の審判や親権喪失、親権停止の審判等において考慮される可能性がある。また、他方の親権に対する侵害の程度によっては、損害賠償義務等が生ずることもあり得る。</p>
<p>「子の利益のため急迫の事情があるとき」とはどのような場合か。</p>	<p>新民法第824条の2は、父母双方が親権者であるときは、親権は父母が共同して行うこととした上で、子の利益のため急迫の事情があるときは、親権の単独行使が可能であるとしている。</p> <p>「子の利益のため急迫の事情があるとき」とは、父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては、適時に親権を行使することができず、その結果として、子の利益を害するおそれがあるような場合をいう。個別具体の状況によるが、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV や虐待からの避難（子の転居などを含む）をする必要がある場合</li> <li>※ 現に DV や虐待の被害にあっているときやその直後のみに限られず、加害行為が現に</li> </ul>

	<p>行われていない間も、急迫の事情が認められる状態が継続し得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子に緊急の医療行為を受けさせる必要がある場合</li> <li>○ 入学試験の結果発表後に入学手続きの期限が迫っているような場合などである。</li> </ul> <p>急迫の事情があるときに当たるかどうかの判断においては、その子が置かれた状況や父母の意見対立の状況等、様々な事情が考慮される。DVや虐待から避難中であるといった事情もその考慮要素になり得る。</p> <p>父母間の深刻な意見対立等により、父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては適時の親権行使ができないというような事情があるような場合も、急迫の事情があるときに当たり得る。</p>
<p>「監護及び教育に関する日常の行為」とは何か。</p>	<p>新民法第824条の2は、父母双方が親権者であるときは、親権は父母が共同して行うこととした上で、監護及び教育に関する日常の行為については、親権の単独行使が可能であるとしている。</p> <p>「監護及び教育に関する日常の行為」とは、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものを指している。</p>
<p>「監護及び教育に関する日常の行為」を単独ですることができるのは、親権者のうち子と同居する者に限られるか。</p>	<p>日常の行為に係る親権の単独行使を認めることとした趣旨は、実際に目の前で子を世話している親が困ることがないように、日常的な事項については単独でできるようにするものである。</p> <p>新民法第824条の2第2項は、日常の行為の行為主体を子と同居する親に制限していないが、その趣旨は、子と別居する親権者についても、例えば親子交流の機会のように実際に</p>

	<p>子の世話をすることがあり、そのような場合に別居の親権者が単独で日常の行為に係る親権行使をすることも想定されるためである。</p>
<p>子の日々の身の回りの世話は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。</p>	<p>子の食事や服装、髪の色、人付き合いなどのように、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものは、「日常の行為」に該当する。もっとも、こうした事項についても、子に対して重大な影響を与えるようなものであれば日常の行為には該当しない。</p>
<p>子と同居する父母の一方が日常的な行為に係る親権行使をした後に、子と離れて暮らす他方が当該行為と矛盾する行為をすることは、どのように評価されるか。</p>	<p>親権の行使に当たっては、父母の相互の人格尊重・協力義務、子の人格尊重義務に加え、親権は子の利益のために行使しなければならないこと等に配慮する必要がある。したがって、子と同居する親が親権行使をした後に、子と離れて暮らす親がこれと矛盾するような親権行使をした場合には、それにより子が被る不利益の内容及び程度や、その矛盾するような親権行使の目的などの諸般の事情に照らし、子と離れて暮らす親による親権の行使が権利の濫用として許されない場合があり得る。</p>
<p>子の居所に関する判断（転居等）は、「監護及び教</p>	<p>子の転居は、その移動距離にかかわらず、通常は子の生活に重大な影響を与え得るため、</p>

<p>育に関する日常の行為」に該当するか。また、その判断が「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当するのはどのような場合か。</p>	<p>同一学区内の転居も含めて、基本的には日常の行為には該当しない。</p> <p>他方で、DVや虐待からの避難が必要である場合には、「急迫の事情」があるときに当たる。また、この「DVや虐待」は殴る・蹴る等の身体的な暴力を伴うものに限られない。</p> <p>このような急迫の事情が認められるのは、現にDVや虐待の被害に遭っているときやその直後のみに限られず、加害行為が現に行われていない間も、急迫の事情が認められる状態が継続し得る。</p> <p>DVや虐待からの避難という事情がない場合、例えば子と同居する親の国内転勤等に伴って子を転居させる場合に、「子の利益のため急迫の事情があるとき」といえるかは、転勤が決まった後の父母間の協議状況や子と離れて暮らす親が子の転居に同意しない理由等の個別の事情を踏まえて判断されることとなる。</p>
<p>子の旅行に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。</p>	<p>通常の期間で、観光等を目的とする旅行については、基本的に「日常の行為」に当たると考えられる。</p> <p>海外旅行については、同行者の有無、その目的、期間等が様々であると考えられるが、例えば、短期間の観光目的での海外旅行は、通常は「日常の行為」に当たると考えられる。</p>
<p>学校教育に関してはどのようなものが「監護及び教育に関する日常の行為」に該当し、どのようなものが該当しないか。</p>	<p>「監護及び教育に関する日常の行為」とは、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものを指す。</p> <p><b>【該当すると考えられるものの例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就学時の健康診断の受診</li> <li>○ 学校給食に係る手続（給食費の納付、アレルギーに係る連絡等）</li> <li>○ 出欠の連絡、個々の教育活動（宿泊活動、水泳授業、その他の学校行事等）への参加の同</li> </ul>

	<p>意の意思表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校が行う教育相談への対応（家庭訪問、三者面談への出席等）、子の学校生活に関する照会</li> </ul> <p>【該当しないと考えられるものの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入学、退学、転学、留学、休学等手続（願書の提出、初年度や毎年の授業料の納付、退学に関する申請等）</li> <li>○ 就学校変更の申立て、就学校に関する意見聴取への応答、区域外就学の手続</li> <li>○ 特別支援学校への就学に関する意見聴取への応答</li> <li>○ 就学義務の猶予・免除に関する申請</li> <li>○ 出席停止の命令に関する意見聴取への応答</li> <li>○ 長期間の交換留学制度、ホームステイ制度への参加</li> </ul>
<p>学校教育に関してはどのような場合が「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当するか。</p>	<p>例えば、以下のような手続の期限が間近に迫り、父母間の協議や家庭裁判所の手続を経ては、適時に親権を行使することができず、その結果として、子の利益を害するおそれがあるような場合は、「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当すると考えられる。ただし、具体的な場面における「子の利益のため急迫の事情があるとき」に当たるかどうかの判断においては、個別具体的な事情が考慮される必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入学手続（願書の提出、授業料の納付等）</li> <li>○ 特別支援学校への就学に関する意見聴取への応答</li> <li>○ 出席停止の命令に関する意見聴取への応答</li> </ul>

<p>学校教育における「監護及び教育に関する日常の行為」について、それぞれの親権者から矛盾する内容の意思を示された場合、学校はどのように対応すべきか（例えば、修学旅行等の学校行事への参加に一方の親が賛成して、他方の親が反対しているという状況では、子は学校行事に参加することができないのか。）。</p>	<p>修学旅行を含めた子の学校行事への参加に関する判断は、通常は「日常の行為」に該当すると考えられるため、父母双方が親権者である場合であっても、一方の親は、単独でその決定をすることができる。もっとも、親権者双方から矛盾した内容の意思が示された場合、親権者相互の人格尊重・協力義務の観点及び子の利益の観点から協議をすることが望ましいとされていることを踏まえ、学校は親権者に事実関係を確認し、親権者の協議の結果に基づいて対応することが望ましい。なお、最終的に親権者双方の協議を経ても考えが異なる場合には、学校は「日常の行為」に該当するものは子と同居する親が単独でその決定をすることができることを踏まえて対応する。</p>
<p>学校教育における「監護及び教育に関する日常の行為」に該当しない行為について、それぞれの親権者から矛盾する意思を示された場合には、学校はどのように対応すべきか。</p>	<p>父母が共同して親権を行使すべき事項について、学校において、父母の意見が異なっていることを認識している場合には、有効な親権行使がないものとして取り扱わざるを得ない。したがって、学校の対応としては、まずは特定事項に関する親権行使者の指定の審判等の方法を教示することなどが考えられる。</p> <p>他方で、親権行使がされるべき期限が迫っている状況下において子の意思が父母の一方と一致している等の個々の事情を考慮して、父母の一方が即時に単独で親権行使をすることについて「子の利益のため急迫な事情がある」といえる場合には、当該親の親権行使を有効なものとして扱うことができる。</p>

共同親権の場合に、子と離れて暮らす親から運動会や卒業式等の学校行事への参加の希望を受けた場合、学校はどのように対応すべきか。

運動会や卒業式等、学校が児童生徒の保護者に参加を呼びかけた学校行事について、親権者として事前に申し出ている者から参加希望があった際には、基本的に、学校はその親権者の参加を認めることができる。

一方、学校が子と同居する親から事前に子と離れて暮らす親の参加の制限に関する申し出を受けた場合であって、その内容がそれ以前に親権者から申し出られている協議結果と異なっている場合や、親権者間の協議結果が学校に対して申し出られていない場合には、学校は、親権者間で協議し、その結果を学校に報告することを求めることが考えられる。

また、学校には親権者間の協議の内容の是非を判断する権限が無いということを念頭に、子と離れて暮らす親の学校行事への参加については、親権者が、事前に協議を行い、学校や教育委員会等に対してあらかじめ申し出ることが、学校における円滑な対応に資すると考えられる。

なお、運動会や卒業式等の学校が保護者に参加を求めているものに参加する行為は、通常は「監護及び教育に関する日常の行為」に該当すると考えられるため、父母双方が親権者である場合であっても、各親権者は単独で自己の参加に関する判断を行うことができる。ただし、父母が学校行事の現場で高葛藤状態にあり、その参加が学校行事の運営に混乱を来す可能性が高いといった理由がある場合などには、学校は、学校管理の観点から、行事参加を制限するといった対応をとることも考えられる。

<p>共同親権の場合に、学校において災害、子の事故等が発生した場合、学校は子と離れて暮らす親を含む親権者両方に連絡する必要があるか。</p>	<p>「学校の危機管理マニュアルの作成の手引き」においては、災害、事故等の危機発生時に備えた対策として、複数の手段を含めた有事の際の保護者への連絡方法等について、保護者と適切に認識の共有を図っておくことが重要であることを示している。</p> <p>ただし、災害、事故等の危機発生時の学校から保護者に対する緊急連絡は、速やかな子の安否情報の提供等を目的としたものであり、通常、学校は、事前に登録した保護者側の緊急連絡先のいずれか一つに連絡すればよく、親権者全てに連絡することが求められるものではない。</p> <p>なお、子と離れて暮らす親にとっても、被災時の子の安否や、子の健康状態に関する情報は重要であり、父母相互の人格尊重・協力義務の観点からは、適切な情報提供も重要であることから、学校に対し子と離れて暮らす親を含む親権者両方に連絡するよう求められた場合には、親権者間において情報共有の方法について事前に協議し対応いただくよう、教示することが考えられる。</p>
<p>子に対する医療に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。また、その判断が「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当するのはどのような場合か。</p>	<p>子の心身に重大な影響を与えないような治療（例えば、風邪、ぜんそくやアレルギー等の治療などのように、日々の生活の中で生ずるもの）の決定は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当する。他方で、生命に関わる医療行為等、子の心身に重大な影響を与えるものは、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当しない。</p> <p>緊急の医療行為を受ける必要があり、父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては適時に親権を行使することができない場合は、「急迫の事情」があるときに当たる。手術日まで二、三か月程度の余裕がある場合には、直ちにはこれには当たらないが、協議等ができないまま手術日が迫っているような場合は、これに当たることとなり得る。</p>

<p>子がワクチン接種を受けることに関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。</p>	<p>通常のワクチン接種は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当する。もっとも、父母間でワクチン接種に関する考え方が異なることが明白である場合には、父母相互の人格尊重・協力義務の観点から、適切な協議等を行うことが望ましい。</p>
<p>子の服薬に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。</p>	<p>子の心身に重大な影響を与えない薬の決定は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当する。</p>
<p>共同親権下の子については、医療行為への同意の取得に関し、新民法第824条の2が新設されたことにより、従前の実務を変更すべきか。</p>	<p>共同親権下の子（離婚前別居中の父母の子を含む。）の医療について、従前行われていた医療実務に、直ちに変更が生ずるものではないと考えられる。</p>
<p>子の習い事に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。</p>	<p>子の習い事に関する判断は、通常は、「日常の行為」に該当する。</p>
<p>子の宗教教育に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。</p>	<p>宗教教育については、日常的な礼儀作法に関するものから子の進路に影響するものまで様々なものがあると考えられるが、例えば、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものは、「日常の行為」に該当する。</p>
<p>子の就職に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。</p>	<p>高校生が放課後にアルバイトをするような場合は、「日常の行為」に該当する。 長期間勤務する会社への就職の許可などのように、子に対して重大な影響を与え得るもの</p>

	は、「日常の行為」に該当しない。
子の財産管理に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。	財産管理は、監護又は教育に関する行為ではない。
子の氏の変更や養子縁組に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。	子の氏の変更や養子縁組に関する判断は、子の身分関係に関する行為であり、監護又は教育に関する行為に該当しない。
「監護及び教育に関する日常の行為」（子の学習塾、アルバイト等）に関し、父母の意見に食い違いが大きい場合には、どのような対応をとればよいのか。父母の一方が単独で親権を行使した後、他方の親が事後的に不当に矛盾する行為をとり続けるような場合には、どのように対処すればよいのか。	<p>日常的な事柄については、いずれの父母も、単独で親権を行使することができ、これにはアルバイト就労についての許可も含まれる。もっとも、これらの事柄について父母の考えが異なる場合には、父母は、相互の人格尊重・協力義務の観点及び子の利益の観点から、協議をすることが望ましい。また、他方が親権を行使した後でこれと矛盾する親権行使をした場合には、子の利益の観点から、権利の濫用と判断されることもあると考えられる。</p> <p>父母間の対立が激しく、解決が困難な場合には、最終的には、監護者指定、親権者変更の調停・審判等によって解決することになり、その審理においては、申立てに至る経過等も考慮されることとなるものと考えられる。</p>
新民法第824条の2第3項により家庭裁判所が親権行使者を定めることができる「特定の事項」とは何か。	新民法824条の2第3項は、「特定の事項」に係る親権の行使について、家庭裁判所が当該事項に係る親権の行使を父母の一方が単独ですることができる旨を定めることができることとしている。この「特定の事項」は、同条の規定により父母が共同して親権を行うべき

	<p>事項を意味している。「監護及び教育に関する日常の行為」に関する事項や、「子の利益のため急迫の事情があるとき」の親権行使の対象となる事項は、「特定の事項」には該当しない。親権に基づき法定代理権を行使する場合も含まれ、例えば未成年者の法律行為についての同意権・取消権（民法5条）も対象となる。</p>
<p>民法第824条の2第3項の親権行使者の指定は、家庭裁判所の調停・審判以外によってもすることはできるか。</p>	<p>民法第824条の2第3項の親権行使者の指定は、家庭裁判所の審判等によってされるものであり、私的文書で同項の指定をすることは想定されていない。</p> <p>ただし、通常取引の場面では、共同親権下の子について、父母間で当該子の親権行使を父母の一方が専ら行うことを事実上合意している場合には、当該親が他方親の同意を得た上で共同名義によって代理行為等を行うことができるし、単独名義で代理行為等を行うこともできると考えられる。</p> <p>他方で、例えば、裁判手続の場面では、裁判手続の安定性の観点から別途検討されることとなり、例えば、少なくとも裁判を開始する行為（訴訟提起、家事審判の申立て等）については、共同親権者双方の名義で行うか、家庭裁判所の審判等によって当該裁判手続に係る親権行使者の指定を受けた父又は母が行う必要があるものと考えられる。</p>
<p>「監護の分掌」とは何か。</p>	<p>監護の分掌とは、子の監護を父母が分担することであり、例えば、子の監護を担当する期間を分担することや、監護に関する事項の一部（例えば教育に関する事項など）を父母の一方に委ねることがこれに該当する。新民法第766条第1項は、離婚時に父母の協議により養育計画の作成ができることを明らかにするため、離婚時に父母の協議により定める事項として監護の分掌を明記した。</p>

<p>「監護の分掌」と親子交流とは何が違うのか。「監護の分掌」の定めをした場合には、養育費について現行法とは異なる扱いがされるのか。</p>	<p>「監護の分掌」とは、交流にとどまらず、具体的な監護の内容について話し合い、定めるものである。養育費は、子の具体的な状況に応じて子の利益の観点から適切に定められるべきものであり、その点については改正法施行後も変更はない。</p>
<p>父母双方が親権者であるかその一方が親権者であるかや、特定事項に係る親権行使者が定められているか及びそれが父母のいずれであるかは、公的な文書に記録されるのか。また、親権行使の受け手となる学校や病院等は、誰が親権者であるかをどのように把握すべきか。</p>	<p>父母の離婚後の子の親権者については、子の戸籍に記録される（なお、住民基本台帳には記録されない。）。他方で、特定事項に係る親権行使者が定められた場合でも、そのことは戸籍に記載されないが、家庭裁判所の調停・審判で定められた場合には、その調停調書・審判書にその内容が記載されることとなる。</p> <p>親権行使の受け手側が子の親権者が誰であるかを判断する方法については、民法に特段の規定はなく、これまでの実務でも、個別具体的な事案に即して、父母の申告等に基づいて適切に判断されていた。改正法はこれまでの実務的な取扱いを変更することを求めるものではない。ただし、学校や教育委員会等は親権や監護権に関する情報を知り得る立場にないことから、親権者が学校等に対してこれらの事実関係等を申告することが望ましいと考えられる。</p> <p>また、子が学校に在学している期間中に親権者の指定変更や、特定事項に係る親権行使者の定めがあった場合には、学校や教育委員会等がその事実を把握するために、親権者が学校等に対してその旨の申告等を行うことが望ましいと考えられる。</p>

子の監護をすべき者や監護の分掌の定めの有無・内容は、公的な文書に記録されるのか。また、親権行使の受け手となる学校や病院等はその定めの有無・内容をどのように把握すべきか。

子の監護をすべき者や監護の分掌の定めの有無・内容は、戸籍には記録されない。父母間の協議による定めについては特に公的な文書は作成されないが（公正証書を作成することは可能である。）、家庭裁判所の調停・審判によって子の監護をすべき者や監護の分掌の定めがされた場合には、その調停調書・審判書にその内容が記載されることとなる。

親権行使の受け手側が子の監護をすべき者や監護の分掌の定めの有無・内容を把握する方法については、民法に特段の規定はなく、個別具体的な事案に即して、父母の申告等に基づいて適切に判断する必要がある。この点について、改正法はこれまでの実務的な取扱いを変更することを求めるものではない。ただし、学校や教育委員会等は親権や監護権に関する情報を知り得る立場にないことから、親権者が学校等に対してこれらの事実関係等を申告することが望ましいと考えられる。

また、子が学校に在学している期間中に子の監護をすべき者や監護の分掌の定めがあった場合には、学校や教育委員会等がその事実を把握するために、親権者が学校等に対してその旨の申告等を行うことが望ましいと考えられる。

## 5 その他

Q	A
<p>各種施設を親子交流の場としたい旨の希望があった場合には、当該施設の管理者はどのように対応すべきか。父母の協議において、親子交流の場所を当該施設と定めた場合には、当該施設の管理者は親子交流の実施場所を必ず提供する必要があるか。</p>	<p>父母間の協議は当該施設の管理者を法的に拘束するものではないため、父母間の協議において親子交流の場所が定められた場合であっても、当該施設等を親子交流の場所として提供するかどうかは、当該施設等の管理者において、個別の事案ごとに施設管理等の観点から、適切に判断されるものである。</p> <p>他方で、父母又はその代理人においては、各種施設において親子交流を円滑に行うために、あらかじめ当該施設の管理者へ父母間の協議の状況等を説明し、かつ施設の利用条件・開館日時等を確認し、その範囲内で利用することが適切である。</p>
<p>共同親権下にある子について、父母の一方が再婚した相手と子とで養子縁組をさせるにはどうしたらよいか。養子縁組が成立した場合には、親権関係はどうなるのか。</p>	<p>15歳未満の子を養子とする縁組については、親権者が子に代わって承諾（代諾）することとされており、共同親権の場合には父母が共同で代諾する必要がある。父母の一方が縁組に反対している場合には、代諾について、新民法第824条の2第3項の特定の事項に係る親権行使者を定める審判を申し立てることが考えられるが、家庭裁判所は、代諾については子の利益のために特に必要がある場合に限り同項の審判をすることができることとされている（新民法第797条第4項）。</p> <p>父母の一方の配偶者と養子縁組が成立した場合には、養親とその配偶者である実親が共同親権者となり、他方の実親は親権者ではなくなる（新民法第818条第3項）。</p>